

2025. 4. 4 時点

「中小企業販路開拓等支援事業費補助金」Q&A

標記補助金について、質問が予想される項目をまとめましたので、参考として下さい、判断に迷われる場合は、個別にメール（c11355@pref.gifu.lg.jp）にてご質問願います。また、いただいたご質問は全体に公開することがあります。ご承知おきください。

1 申請期間・採択手続・提出書類

Q1

申請期間終了前に予算上限に達した場合は募集終了となるのか

A1

予算にかかわらず申請期限（5/9 消印有効）まで募集を受け付ける。その後、予算の範囲内で採択事業者を決定する。

Q2

採択までの手続きはどうなるのか。また、採択から交付決定までに必要な手続きはどうか。

A2

申請期限終了後に、「申請書類に不備がなく」かつ「補助要件を満たしている」事業者の事業計画を対象として専門家による審査を行う。上位の事業計画から予算上限に達するまで順次採択する。

採択事業者決定後は、採択事業者に対して採択通知を、不採択事業者には不採択通知を发出する。その後、交付決定を行うが、書類の追加提出（主に事業経費の算定根拠となる資料）を依頼することがあるので留意願いたい。

また、採択後も交付決定までは事業を開始することはできない。

※審査基準、点数、採択・不採択理由等は問い合わせの有無を問わず一切公表しませんのでご承知おきください

2 補助対象者

Q 1

みなし大企業は対象となるか

A 1

対象とならない

Q 2

卸売りや小売りを専業とする業態は、補助対象となるか。

A 2

卸売りや小売りのみの業態の場合は、補助対象とはならない。

ただし、自社製品の製造を委託して行っている事業者や、組合等で地場産業にかかる製造業が組合員として加入されている場合は、補助対象となり得る。

Q 3

補助対象となる地場産業の範囲とは。

A 3

要綱第 2 条（５）地場産業 を参照願いたい。

個別事例が地場産業に該当するかについては、個別に判断する。

Q 4

機械金属は含まれていないが対象となるか。

A 4

今回の補助対象となり得るかどうかは、実施される事業の内容によるため、個別にご相談願いたい。

Q 5

中小企業 2、3 社で申請したいが、申請前に「連携体」としての指定が要るか。

A 5

連携体は、製造業に属する中小企業者（商工会及び商工会議所による小規模企業者の支援に関する法律第 2 条に規定する小規模事業者を除く）が 1 社以上含まれる必要がある。

特別な申請等は不要であるが、連携体としての主体性（代表者、独立した会計などを明確化）を整えていただく必要があり、申請書の指定様式に構成メンバーを記載いただき、チェックリストに記載のある書類を添付いただきたい。

※交付申請者名義で、補助金専用の別口座（専用の通帳）を設ける必要がありますので、ご注意ください。また、県への債権者登録を行っていない場合には『口座振替依頼書兼債権者登録票』を提出いただくことになります。

Q6

本補助要綱に規定される組合が複数集まって組織する団体（例：〇〇組合連合会）である。
この場合は組合と連携体のどちらに該当するのか。必要な書類はどうなるのか。

A6

組合に該当する。ただし、当該団体としての登記等がない場合の必要書類は連携体に準じる。

※申請書類 8～10、13～15 については代表となる組合のものを提出

申請書類 11、12 については申請団体のものを提出

Q7

未納の税金がある場合、申請することができないのか。分納の計画に従って行っている場合はどうか。法人税は完納しており、未納分は消費税のみとなっている場合はどうか。

A7

いずれの場合も申請不可。

ただし、申請時に未納の税金がある場合であっても、申請期限内に全額納付し、その証明を提出することができるのであれば問題ない。

Q8

同一団体に複数回申請することは可能か。

また、個別に申請した事業者が他社とともに連携体として申請することは可能か。

A8

不可。一団体一申請に限る。

このため、個別に申請した事業者が他社とともに連携体として申請することもできない。

Q9

申請した組合に属する事業者が個別に申請することは可能か。

A9

可能。

ただし、組合の申請する事業が特定の事業者への直接支援となる場合、支援を受ける事業者は申請できない。

3 補助対象事業

Q1

当該補助金を活用した事業の事例を知りたい。

A1

以下、事業検討のご参考としていただきたい。

先進事例

○フェア開催

- ・同一のフェアを、県内会場及びECサイト上で開催

県内会場：メイン会場と組合員店舗でフェアを実施

ECサイト：申請団体のECサイトを構築し、購入商品の送料無料キャンペーンを実施

広告宣伝として、オンライン広告（リスティング広告）を活用

○出展・開催

- ・オンライン展示会へブース出展

○自社ECサイトでのフェア開催

- ・広告宣伝として、オンライン広告（リスティング広告）を活用

○開発・改良

- ・アウトドア需要に対応した商品開発を企画し、製造・加工の一部を外注

○担い手育成

- ・社員を対象に外部講師によるウェブマーケティング研修会を開催

Q2

3月に展示会やフェアを予定している場合は補助対象事業に該当しないのか。

A2

原則として、2月28日までに、支払いを含めすべての事業を完了させる必要がある。

ただし、3月中に展示会等がある場合、2月末までに完了した事業について実績報告を済ませたうえで、3月実施の事業について3月15日までにすべての事業を完了し、実績報告書を提出することが可能ならば、補助対象事業として認められる場合がある。

個別の判断となるので、申請の前に必ず相談されたい。

Q3

既に完了した事業は対象となるか。

A3

対象外である。

Q4

申請後、交付決定前に事業を実施する場合は補助対象となるか。

採択から交付決定までの間に着手する場合はどうか。

A4

原則は交付決定後の事業実施となる。採択から交付決定までの期間が開いている場合も

同様である。

ただし、申請日以降において交付決定日前に事業を開始する必要がある場合、事業の性格上やむを得ない理由があると認めた場合にのみ例外的に認めることがある。申請書の提出に併せて事前着手理由書を提出いただきたい。

※申請内容を審査した結果により採択されない場合や、事前着手部分が補助対象外とされることがあるので留意されたい。

Q5

申請前に既に着手している事業について、事前着手の届出を提出すれば対象となるか。

A5

原則として対象とならない。

事前着手の届出を提出するものであっても、申請時において未着手の事業が対象。

〈例外〉

次に該当する行為については着手とはみなさない。

ただし、一部でも支払いがあった時点で着手となる。

事業	行為
展示会・見本市 出展事業	展示会・見本市の出展申し込みであって、申込金、手付金等を含む一切の支払いをしていないもの
展示会・見本市 開催事業	会場の予約や仮予約の申し込みであって、申込金、手付金等を含む一切の支払いをしていないもの
県内フェア開催 事業	会場の予約や仮予約の申し込みであって、申込金、手付金等を含む一切の支払いをしていないもの

※これらの支払いが申請～交付決定までの間に発生する場合は事前着手の届出を提出する必要がある

Q6

申請予定の事業を計画するにあたり、事前に委託事業者に見積を依頼したり、専門家にアドバイスを受けた。した。

これらの行為は事前着手に該当するか。

A6

見積りの取得は事前着手に該当しない。また、事業計画にあたって専門家のアドバイスを受ける行為についても事前着手とはみなさない。

ただし、いずれに要した経費も補助対象とすることはできない。

Q7

地域で陶器まつりを計画しているが対象となるか。

対象となるのであれば、「展示会・見本市の開催事業」と「県内フェア開催事業」のどちらで申請すればよいか。

A 7

地域において地場産製品を展示・販売するイベントは原則として対象となる。ただし、内容によっては補助対象となる範囲に限られるため事前に相談されたい。

また、原則としてバイヤーや取引先企業との商談を目的とするものであれば「展示会・見本市の開催事業」、一般消費者を対象としたイベント（世間一般に開かれたもの）であれば「県内フェア開催事業」として取り扱うこととなる。

Q 8

見本市への出展において、自社商品だけでなく他社と共同開発した商品や自社で取り扱う輸入品の展示を同時に行う場合、補助対象となるか。

A 8

他社との共同開発商品については問題ない。ただし、輸入品の展示については「地場産業の活性化」という本事業の趣旨から外れるため、その部分は原則として対象とならない。

Q 9

新たに出展する見本市ではなく、毎年出展している見本市に今年度も出展する場合も対象となるか。

A 9

対象となる。ただし、出展による効果を見極めていただくことが前提。

※申請時の事業計画においてこれまでの出展効果、引き続き出展することで得られることが予想される成果などをお示しください。

Q 1 0

国内・海外の見本市がオンライン見本市等となった場合も出展も対象になるか。

A 1 0

対象となり得る。

Q 1 1

商品開発を行い、当該商品にて見本市出展する場合、商品改良・開発と見本市出展の両方で申請することは可能か。可能である場合、上限額は変わるのか。

A 1 1

可能。見本市出展と商品開発・改良の上限額は別枠であるため、それぞれの上限額が適用される。

Q 1 2

複数の商品開発を対象として申請することは可能か。

A 1 2

可能である。ただし、商品開発を複数行っても補助上限額は変わらないことに留意願いたい。

Q 1 3

EC サイトでのフェアの開催とは、どのようなものか。

A 1 3

自社及び自団体サイト内で「期間を定め」「イベント名を明確に示して」開催するもの。

Q 1 4

EC サイトでのフェアの開催は、海外向けも対象か。

A 1 4

本事業では対象外である。

Q 1 5

地場産業ブランディング事業とは。

A 1 5

地場産業のブランディングに向けた、ストーリー性のある動画や冊子などの広報ツールの制作や発信等の取組み。

4 補助対象経費

Q1

広告宣伝費について、インターネット上の広告も対象となるか。

A1

対象となる。ただし事業検討にあたっては、事業全体の内容が広告宣伝に偏らないよう効果的な内容とされたい。

Q2

インターネット広告の広告宣伝費について、補助対象外となる種類はあるか。

A2

売上高や販売数量等に応じて課金される性質のものや、ウェブサイトのSEO対策等、作業の内容が不明確なものは補助対象外となる。以下のようなものを想定している。

※対象となる事例：バナー広告、リスティング広告、SNS 広告を活用

Q3

コンサルタント料は委託料として対象経費となるか。月額3万円で、運営内容、商品の見せ方等を依頼している。

A3

商品開発・改良は委託料（コンサルタント料）として計上可能。他の事業は、コンサルタントの内容により判断するので、個別に相談願いたい。

Q4

商品開発において、金型試作費は対象か。機械等の購入費や原材料費は対象となるか。

A4

商品開発に必須の金型試作に要する費用であれば対象となり得る。ただし後の生産に移行しないことが前提となる。詳細は個別に判断する。

機械等の継続利用が可能なものや汎用性の高いものの購入費用は対象外。レンタル料のみが対象となる。また、原材料費は試作品製造にかかる分のみが対象となるため、受払簿等での管理が必須となる。

Q5

ECサイトの構築・改修において補助対象とすることができるのはどのようなものか。

A5

ECサイト上でのフェアを開催するため新たに自社、自団体ECサイトを立ち上げる場合や、ECサイトをより効果的に販売するための改修費等が対象経費となる。

ただし、前年度以前に国または県の補助を受けてECサイトを構築または改修した場合は補助対象とはならない。

また、構築した場合のECサイトはフェアの終了後も継続利用可能であるが、構築・改修する場合のいずれも、フェアを開催することが前提となることに留意されたい。

Q6

感染症や災害等の影響でイベントを中止した場合、あるいは出展しようとしていた見本市が中止となった場合、支払済み経費や会場のキャンセル料等は補助対象となるか。

A6

行政からの要請に基づく中止、主催者の判断による中止など、自己の判断によるものでない中止の場合、内容や時期等を審査のうえ、真にやむを得ないと認められる経費に対しては補助金の対象となる可能性があるのでご相談願いたい。

また、自己の判断による中止であっても、申請者に帰すべき事由がなく、やむを得ない判断として認められる場合も同様である。

Q7

補助対象経費に、EC サイトでのフェア開催時の「販売物品の送料」とあるが、フェア事業の EC サイトと通常の EC サイトの両方で購入した購入者の送料を全て無料にした場合、補助対象とすることは可能か。

A7

フェア事業の EC サイトで購入した商品の送料分のみが補助対象となる。

Q8

同一のイベントに市からの補助金を充てることは可能か。

A8

可能であるが、対象経費が重複しないよう、県の補助金以外の部分に市町村の補助金を充当するといった整理が必要なため、個別にご相談されたい。

Q9

Web 上で販売フェアを開催したいと考えている。EC サイトの構築等は市町村等の補助金で行う。県の補助金では開催時の広告宣伝費に特化して申請したいが可能か。

A9

広告宣伝費は対象経費であり申請は可能。ただし、事業検討にあたっては、事業全体の内容が広告宣伝に偏らないよう効果的な内容とされたい。

5 その他

Q 1

出展するイベントや見本市等が中止となった場合、どのタイミングで取下げ手続きや変更申請を提出すればよいか。

A 1

申請後、交付決定前に中止が決まった場合は、取り下げ書（任意様式）を提出。

交付決定後は、補助要綱様式にある事業中止（廃止）申請書を提出。

いずれの場合であっても、中止が決定したら直ちに県に申し出るとともに速やかに対応すること。

Q 2

設定目標が達成できなかった場合、補助金を返還しなければならないのか。

A 2

本制度では、目標未達成を理由に補助金返還を求めることはしない。ただし、県補助金交付規則や要綱等において、補助金の交付目的に沿った誠実な補助事業の遂行等が求められており、ご留意いただきたい。詳細は「募集案内 6 その他の留意事項」参照。

Q 3

商品開発において作成した試作品が50万円以上（税抜き）の場合、処分制限財産に該当するか。試作品が複数の品で構成されている場合はどうか。

また、EC フェア用のウェブサイト을50万円（税抜き）以上で作成（又は改修）した場合、当該ウェブサイトは処分制限財産に該当するか。

A 3

いずれも該当する。

補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、『減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）』の定めに従い、通常は取得日から5年間、処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限される。

ただし以下の点に留意すること。

- ・複数の品で構成される試作品であって、個々の試作品が独立して機能する場合（例：サイズ違いの包丁2本、丸皿と角皿のセット等）は、個別の試作品の単価が50万円未満であれば処分制限財産には該当しない。
- ・補助金の交付を受けた補助事業の目的を遂行するために必要なホームページの改良や機能強化は、「処分」には該当しない。

Q 4

EC サイトでのフェアで多額の売上を得た場合、補助金の返納の可能性はあるか。

A 4

お見込のとおり、返納の可能性はある。実績報告書時に、収益納付に係る報告書として、売上額及び収益額を報告いただき、判断させていただく。（以上）